



NPO法人設立時の手続き・窓口一覧

NPO法人になるには、どんな手続きがあるの？
そんな疑問を解決するために、手続きを一覧にまとめてみました！



	場合	相手先	相手先 窓口
	設立申請時及び 法人登記が完了した時 (設立申請・登記完了)	八尾市 コミュニティ政策推進課	〒581-0003 八尾市本町1-1-1 072-924-3818
	設立認証が下りた時 (法人登記)	大阪法務局 東大阪支局	〒577-8555 東大阪市高井田元町2-8-10 東大阪法務合同庁舎 06-6782-5106
NPO法人 設立登記後の手続き	NPO法人設立時及び 収益事業の実施時 (府民税・法人事業税)	中河内府税事務所	〒577-8509 東大阪市御厨栄町4-1-16 06-6789-1221
	NPO法人設立時及び 収益事業の実施時 (市民税)	八尾市 市民税課	〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1 072-924-3832
	収益事業の実施及び 給与を支払う場合 (法人税)	八尾税務署	〒581-8555 八尾市高美町 3-2-29 072-992-1251
	有給職員を雇用した時 (労災保険)	東大阪労働基準監督署	〒577-0809 東大阪市永和 2-1-1 東大阪商工会議所 3 階 06-7713-2027
	有給職員を雇用した時 (雇用保険)	ハローワーク布施	〒577-8585 東大阪市長栄寺 7-6 06-6782-4221
	有給職員を雇用した時 (健康保険・厚生年金保険)	八尾年金事務所	〒581-8501 大阪府八尾市桜ヶ丘 1-65 072-996-7711

※NPO法人として銀行口座の開設も可能です。

詳しくは八尾市版特定非営利活動法人
人設立・運営の手引き P55 参照！

裏は気になる、収益事業について！



収益事業って？

法人税上の収益事業とは、①下記の限定された 34 業種に該当し、②事業場を設けており、③継続的に行っている、といった3つの要件を満たしている事業をさします。また、収益事業に関しては、原則、課税対象になります。

1.物品販売業	2.不動産販売業	3.金銭貸付業	4.物品貸付業	5.不動産貸付業	6.製造業
7.通信業	8.運送業	9.倉庫業	10.請負業	11.印刷業	12.出版業
13.写真業	14.席貸業	15.旅館業	16.料理飲食業	17.周施業	18.代理業
19.仲立業	20.問屋業	21.鉱業	22.土石採取業	23.浴場業	24.理容業
25.美容業	26.興行業	27.遊技所業	28.遊覧所業	29.医療保健業	30.技芸教授業
31.駐車場業	32.信用保証業	33.無体財産権提供業	34.労働者派遣業		

※ 収益事業に該当しない時は、申請を出せば府民税や市民税等で減免措置が適用される場合がありますので、担当部署へご確認ください。

※ 事業が「法人税上の集積事業」に該当するかどうかは主たる事務所の所在地を管轄する税務署にご確認ください。

注意！！

※「その他の事業＝収益事業」と思われがちですが…

「その他の事業」が全て収益事業という訳ではありません。

その他の事業とは…

その他の事業とは、特定非営利活動の事業とは別に、団体の資金を稼ぐために団体の目的とは関係のなく行われる事業(ex, バザー、物品販売等)や、会員の相互扶助事業のことをさします。ただし、「物品販売＝その他の事業」という訳ではなく、団体の目的に関する物品販売等は特定非営利活動の事業であり、あくまで定款に掲げられている目的と関係が無い事業が、「その他の事業」となります。

「その他の事業」でも「特定非営利活動」でもどちらでも、収益事業の3つの条件に当てはまれば収益事業になるので注意してね～！

